

日本代協ニュース

INDEPENDENT INSURANCE
AGENTS OF JAPAN INC.



発行者：一般社団法人 日本損害保険代理業協会 会長 小田島綾子 東京都千代田区大手町2-2-1-327
TEL 03(6281)8356 FAX 03(6281)8358 日本代協ホームページ <https://www.nihondaikyo.or.jp>

日本代協ニュース特別号として

「全国損害保険代理業政治連盟」

の活動をご紹介します。

ぜひご一読ください。



政治連盟ニュース

発行者 全国損害保険代理業
政治連盟 会長 小平高義
(〒100-0004)
東京都千代田区大手町2-2-1
新大手町ビル3階 327区
電話 03(6281)8356
ファックス 03(6281)8358

「政治連盟の原点」を知る

全国損害保険代理業政治連盟 会長 小平高義



小平会長
(東京)

1 日本代協における政連活動のスタートと組織の変遷

今から47年前の1976年12月、日本代協の前身「全国損害保険代理業協会連合会(全代連)」は「藤井裕久全代連後援会」から事実上の政連活動をスタートしました。77年7月には「全国損害保険代理業政治連盟」へ改称され、78年1月には「全国損害保険代理業協会連合会政治連盟」へと改組されました。80年4月には日本代協の改

組と同時に組織運営の一体化が図られ、「日本損害保険代理業協会政治連盟」となりました。95年11月には再び「全国損害保険代理業政治連盟」へと改組されていますが、政治資金規正法改正により、それまで日本代協と同じ組織形態、会員資格であった政治連盟は、会員資格を個人に限定されることとなり再編成、現在に至っています。

2 日本代協における長年の三つの悲願

全代連時代からの日本代協における悲願の一つ目は、保険会社と同じ業種分類であったことから融資対象外とされていた「保険代理店向け金融機関の融資」が、政連活動開始から間もなくの78年2月に実現しています。今、保険代理

店が融資を受けることができているのは、実現に向けた情熱と地道な行動、そして政治顧問によるご支援のおかげです。二つ目の「保険審議会に代協の代表者を送り込むこと」は、91年10月に藤田博之会長が保険審議会「保険募集の在り方」に臨時委員として参加する機会を得たことで実現し、金融行政の信任も厚く、様々な公的な場での発言の機会が増えました。

三つ目の「損害保険料控除制度の改善」は、2006年2月に保険審議会政府に陳情した結果、翌07年1月から「地震保険料控除制度」が導入され、08年12月には「医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度」が創設されました。

3 大蔵メモの諮問と答申

1978年10月31日、日本代協の前身「全代連」にとって非常に大きな出来事である通称「大蔵メモ」の受領がありました。大蔵省からの諮問は、①代理店種別②手数料格付③紹介代理店④総代理店⑤プロ代理店養成法⑥プロフィール⑦最低保険料⑧プロ代理店の規模(人・業績)の8項目にわたるものです。これに対し、東京代協は石黒守会長を先頭に12名の理事が毎晩事務局に籠り答申案をまとめ、その内容は1980年に制定された新ノンマリン代理店制度に大きく反映されています。

この諮問について、日本代協佐藤貞一朗会長(現顧問)は、「行政が保険会社に先行して直接代理業協会に対し諮問を行うなど前代未聞のことであり、私たちはこのことに大きな感動と意義を見出したものだ」と述べられています。

4 銀行窓販弊害防止措置の存置

今も身体を張っている取り組みの一つに「銀行窓販弊害防止措置の存置」があります。これは銀行等が保険募集を行う際、優越的地位や影響力を行使することにより、公平な競争を妨げる可能性があることを防ぐための措置です。弊害防止措置は、預金や融資の取引で得た情報を不当に保険募集に利用することを防ぐために設けられた

法規制です。この措置が撤廃されると、たとえば銀行が融資先のフリート契約に対し、「社長さん、非幹事で構わないので〇〇%シェアインさせてもらいますね!」と要求することになりかねないので、融資を受けている中小企業の社長は果たして断ることができのでしょうか。

全国銀行協会はじめ大半の団体が、規制緩和要望として弊害防止措置の撤廃を求め、日本代協他数少ない団体が消費者保護の観点から存置を維持するよう闘い続けています。公正な保険募集が行われるべく、本件は全国の支援議員の先生方に要望を続けている大変重要な政治課題であることをどうかご承知おきたいと思えます。

5 日本代協と政治連盟の関係性

もともと日本代協および前身の全代連は、旧民法34条に基づいて大蔵省の認可を受けて設立された公益法人であり、政治団体としての活動は制限されていました。現在は一般社団法人として活動を行っています。損保代理業という公共性の高い職業団体であることに変わりはありません。そのため、引き続き日本代協は政治団体としての活動は行わず、保険代理業における法制や税制などの政治的な課題については、政治連盟に委ね

（1頁からつづく）
る形態を続けていきます。引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

〔結びに〕
新型コロナウイルスが5類とな

風水害補償の保険料控除創設で 損保協会に働きかけ

3月10日に通常代議員総会を開催

全国損害保険代理業政治連盟は3月10日、東京・神田淡路町の損保会館で代議員47名出席のもと、大川淳氏（山形代議員）を議長に選出し、議事に入りました。審議の結果、5議案が原案どおり承認されました。

▽第1号議案 2022年度「事業報告書案」承認の件

コロナ収束傾向に伴い、セミナー参加回数が前年より増えたことが報告されました。

▽第2号議案 2022年度「貸借対照表、財産目録、収支計算書、次期繰越金」承認の件

次期繰越金1623万7951円を計上した旨の報告がなされ、津田文雄監事より「監査を行った結果、いずれも適法・適正である」旨の監査報告がなされました。

▽第3号議案 2023年度「会

り、支援議員の先生方のセミナーやパーティーも増えています。私たちの大切なご契約者をお守りするため、私たち保険代理店の地位向上のために、支援議員の先生とのさらなる関係強化を図ってくだ

さい。
末筆ながら全国の会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

費額案一承認の件

「会費額は1会員1年間2000円とし、2000円を超える分は寄附の扱い」、「会費ガイドラインは1200万円とする」等が確認されました。

▽第4号議案 2023年度「事業計画案」承認の件

【事業計画案】

1 制度案件への対応
(1) 銀行窓販の「弊害防止措置」の存続

日本代協としては「銀行等の保険販売に対する事前規制として設けられている弊害防止措置は、消費者保護の観点から引き続き必要」との立場ですが、金融機関関連団体や欧米諸国は同措置の撤廃を強く求めている現状にあります。弊害防止措置が緩和されることのないよう、引き続き存置を求めて

支援議員への要請を行っていきます。

(2) 「保険料控除制度」の充実

日本損害保険協会「令和5年度税制改正に関する要望」の中でも掲げている「地震保険料控除制度の充実」について、実現に向けて取り組みます。税制改正要望は、業界としての統一要望が必要であることから、風水害を補償する保険料控除の創設については、日本損害保険協会への働きかけを行っていきます。

(3) 保険会社の「安定的な保険金支払能力の確保」

自然災害の激甚化・頻発化を受けて、保険会社の異常危険準備金残高は枯渇状態であり、保険会社の「安定的な保険金支払能力の確保」は、日本代協にとっても重要な課題であることから、日本損

害保険協会と連携の上、「令和4年度税制改正に関する要望」を行った結果、下記のとおり充実が図られました。

〈異常危険準備金積立率〉

- ・本則積立率2%+令和6年度末までの以下の経過措置
- 火災、風水害 8%
- 貨物、運送、建工、動総 4%
- 賠償責任 適用なし
- ・残高率が30%を超える場合は、本則積立率2%

今後も日本損害保険協会との連携を強化し、販売サイドの立場から「適切な見直し」の要請を続けていきます。

(4) 「日本郵政グループ」に対する対応

①日本郵政が保有する全株式の売却に向けた道筋の明確化と着実な実行

日本郵政グループ各社は、国策金融機関の実態は何ら変わっておらず、民間の既存事業者との間での公正な競争条件が確保されない状況が続いています。こうした状況下、ゆうちよ銀行による損害保険募集業務への参入など、中小事業者が多数を占める保険代理店の主要市場になし崩し的に参入する事例が続いており、これは、官業による民業圧迫そのものです。この問題の解決のためには、公正な

競争条件の確保が大前提であり、日本郵政が保有する全株式の売却に向けた道筋の明確化と着実な実行を要望します。

②郵便局の保険販売における種目拡大の阻止

郵便局は自動車保険の取り扱いを行っていますが、日本郵政の政府保有株が全株売却されるまでは、安易な種目拡大を阻止する方針です。郵便局の保険販売が損害保険代理店の利益を不当に害することのないよう注視しながら、支援議員への働きかけを続けていきます。

(5) キャッシュレス社会の実現に向けた取扱事業者の各種費用・手数料の引下げ

クレジットカードやスマホ決済の際に取扱事業者の負担となる決済端末の導入費用や手数料の水準が高止まりしているため、キャッシュレス社会実現に向けた課題となっております。大きく社会を変えるためには、すべての当事者にとって「WIN-WIN」の環境を構築することが何よりも必要です。「決済手数料の開示」などによる価格競争、「手数料負担に対する国庫補助」などを要望し、取扱事業者の負担軽減につなげていきます。

2 支援議員に対する地元での活動強化

(1) 支援議員「地元開催セミナー・会合」への参加と支援議員との

政治連盟 加入のおすすめ

日本代協の事業活動を進めるにあたり、保険代理業に関連する法制や税制などの政治的な課題が生じることがあります。もともと、日本代協の前身である全代連（社団法人全国損害保険代理業協会連合会）は、旧民法34条に基づいて旧大蔵省の認可を受けて設立された公益法人であり、政治団体としての活動は制限されていました。現在は一般社団法人として活動を行っていますが、損害保険代理業という公共性の高い職業団体であることに変わりはなく、引き続き日本代協は政治団体としての活動は行わないこととしています。

このため、日本代協の事業を遂行する上で必要な政治団体としての活動を行うために、1995年に「全国損害保険代理業政治連盟」を設立しました。この政治連盟は個人加入の政治団体として政治資金規正法の適用を受け、東京都選挙管理委員会に届出を行い、組織的かつ継続的な活動を行ってきました。

つまり、日本代協の事業を遂行する上で必要な政治団体としての活動を担う組織が政治連盟であり、日本代協と政治連盟は表裏一体の関係にあると言えます。

政治連盟の活動としては、過去には「国民金融公庫・中小企業金融公庫における代理店向け融資の実現」や「日米保険協議における解放要求に対する金融担当大臣への陳情」などで成果を上げてきました。近年の主な活動成果は以下のとおりです。

年度	主な活動成果
2006	「地震保険料控除制度の創設」の実現
2007	銀行窓販に関する「監督指針への『公取ガイドラインへの留意』規定」の実現
2008	医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品に係る「保険料控除制度」の創設
2009	中小企業庁の「景気対応緊急保証制度適用対象業種」への保険代理業の追認の実現
2010	国土交通省「政府保障事業の支払い迅速化による目標処理期間の設定」の取付け
2012	「銀行窓販弊害防止措置の存置と新たな監督上の措置の追加」の実現
2013	消費税簡易課税制度の「みなし仕入率」引下げ時期の繰り延べ実現
2018	火災保険に係る「異常危険準備金積立率」の引き上げを実現（現行の5%から6%へ）
2021	火災保険に係る「異常危険準備金積立率」のさらなる引き上げ（6%から10%へ）

今後も、支援議員に対して「銀行窓販弊害防止措置の存置」の継続を強く働きかけるとともに、損害保険代理店の募集環境問題や損害保険に関わる税制面の課題解決にも引き続き取り組んでいく方針です。会員の皆様のご要望を反映し、また日本代協の本来の目的を達成するために、皆で力を合わせて進めていきましょう。

政治連盟の入会資格は「個人」となり、年会費は1会員当たり2,000円となります（超える額については寄付金として受領）。ご加入いただける方は、所属の都道府県代協事務局に連絡の上、政治連盟事務局にお申し込みください。

接点強化

保険代理店を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な課題に直面しています。支援議員に、保険代理店の声を汲み取ってもらう力添えをもらうためには、様々な機会を捉えて選挙区で接点を持つことが重要です。その実現のために、議員主催の地元開催セミナーへの参加、支援議員に対する代協総会への参加要請などを通じて、地元において「会員が支援議員とフリーな論議ができる環境」を整えます。

(2) 選挙対応

選挙は支援議員との関係強化を進める絶好の機会であるため、議員・選挙対策委員・政治連盟役員が一体となって、選挙区における支援活動を組織的に行います。

3 組織課題への対応

(1) 「日本代協・事業方針」の把握と認識の共有

政治連盟は、日本代協の事業運営に必要な政治活動を行う組織であり、日本代協とは表裏一体の関係にあります。したがって、日本代協・事業方針の把握と役員間の認識共有に努め、日本代協と一体となって活動することを原則とします。

(2) 「政治連盟 意義と活動」ミニ

セミナーの継続実施

政治連盟役員・選挙対策委員が講師となり、全国各地で「政治連

盟 意義と活動」等の資料を活用してミニセミナーを開催し、政治連盟についての情宣活動を継続的に進めていきます。

(3) 「京都方式」導入推進と会員拡大
会費の納入に当たっては、従来どおり「京都方式」の導入を進め、会員拡大を図ります。暦年の会費未納が残っている代協に対しては、代議員・政治連盟役員・日本代協地域担当理事が連携して対策を講じます。

▽第5号議案 2023年度「収支予算案」承認の件
「収入の部」において「会費予算をガイドライン同額の1200万円とする」こと、「支出の部」において「選挙関係費を150万円とし、合計額を1350万円とする」ことが報告されました。

衆院補選結果を 報告

臨時代議員会を開催

全国損害保険代理業政治連盟は6月16日、2023年度臨時代議員総会を東京・神田淡路町の損保会館で開催しました。代議員47名出席のもと、田中拓氏（鹿児島県代議員）を議長に選出し、議事に入りました。審議の結果、2議案が原案どおり承認されました。

(3頁からつづく)

▽第1号議案 2023年1月

4月「業務報告」承認の件

4月に行われた衆議院議員補欠選挙結果が報告されました。また、水災を力パーする保険に対する保険料控除の新設につき、会員からの要望が強いことを日本損害保険協会に改めて伝えたことを報告。水災リスクの高い地域のお客様が、保険料が高すぎて保険に加入でき

ないという事態が発生する恐れもあることから、引き続きこの課題への対応を、保険料控除の復活以外の選択肢も含めて日本損害保険協会と連携して模索し、協会長会社を中心に保険会社にも直接問題提起を行うことが報告されました。

下記のとおりとすることが承認されました。

■役員体制

- ▽会長 小平高義
- ▽副会長 小澤正志、山口史朗
- ▽選挙対策委員長 大塚昭彦
- ▽専務理事 金澤亨
- ▽常務理事(事務局長) 工藤琢哉
- ▽監事 津田文雄、小島俊宏

「選挙対策委員会の活動」

〜来る国政選挙に向けて〜

全国損害保険代理業政治連盟 理事・選挙対策委員長 大塚昭彦



大塚理事選挙対策委員長 (福岡)

(1) 選挙対策委員会は以下の活動を行っています。

- ① 政治連盟の目的・事業に関わる政治活動
- ② 損害保険代理業と関わりのある国会議員等との親交を深める諸活動
- ③ 衆議院選挙、参議院選挙時の推薦候補者の決定
- ④ 衆議院選挙、参議院選挙時の政

治活動および選挙運動

⑤ 選挙時以外の支援議員の決定

⑥ 会員に対する情宣活動

【政治連盟の目的・事業】

(目的)

保険契約者の立場を基軸に損害保険の普及を図り損害保険代理業の繁栄を期するとともに損害保険業全体の発展に資するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

前条の目的を達成するため、日本損害保険代理業協会並びに都道府県損害保険代理業協会と連携して次の事業を行う。

- 1 損害保険代理業の制度、業務の改善に関する建議、提案を支援するための政治活動
- 2 損害保険代理業の経営基盤の充実、募集環境の整備に関する建議、提案を支援するための政治活動
- 3 損害保険代理業に関する諸法令の成立、施行を支援するための政治活動
- 4 本連盟の目的を理解し、本連盟の事業に協力する団体、機関および人を対象とする政治的支援活動
- 5 前各号に掲げるもののほか、本連盟の目的を達成するために

必要な諸活動

(2) 選挙対策委員会メンバー

政治活動に深い理解と豊かな経験を持ち、行動力に優れている通常会員の中から、ブロックごとに1名ずつ選出されています。

(3) 日々の活動としては

政治資金パーティーやセミナーに参加し、支援議員や秘書との関係構築を図り、代協総会や新年会への出席を要請するなど、接点強化に努めています。また、ブロック協議会や都道府県代協役員会に出席し、会員への啓発活動も行っています。

(4) 推薦予定候補者の選定

選挙の際には、選挙対策委員は代議員(都道府県代協会長)および各都道府県代協の理事メンバーと相談の上、推薦予定候補者の有無を検討し、代議員から報告ももらいます。報告された候補者については、選挙対策委員会で協議し、推薦候補者として決定します。推薦予定候補者のイメージは「保険業界のために積極的に行動してくれる人材」であり、日本代協の理念を理解し、活動を支援してもらえる議員であること、金融・保険に精通しており、代協の要望を実現するために尽力できる議員であることが求められます。また、若手議員の中でも将来性があり、中央官庁(特に財務省・金融庁)の出身者なども対象としています。

(5) 選挙対応

推薦候補者に対しては、代議員から日本代協会長・政治連盟会長連名の「推薦状」と「要望書」を手渡し、代協の要望をご理解いただきます。選挙戦に突入したら、候補者からの要請に応じ、代議員が個別判断して選挙対応を行います。具体的な活動としては、総決起大会や駅前演説会、懇談会などへの参加などに対応します。一方で、電話作戦の支援や公選はがき対応には基本的には対応しません。

【注意点】

1 選挙期間前には、投票を依頼するなどの選挙運動はできません。候補者に対する応援は、候補者との相談活動以外に行えません。また、選挙期間中でも、署名運動や戸別訪問、飲食物の提供などは公職選挙法によって禁止されています。

2 「選挙運動」に関する禁止・制限事項

- ① 事前運動の禁止、② 戸別訪問の禁止、③ 署名運動の禁止、④ 飲食物提供の制限、⑤ 氣勢を張る行為の禁止、⑥ 人気投票の公表の禁止、⑦ 文書図画の頒布制限、⑧ インターネットによる選挙運動の制限
- 選挙運動を行う際には、公職選挙法に従って活動するようお願いいたします。